

【販売業者専用】
原付バイク等オンライン申請
操 作 手 順 書



福井市財政部税務事務所市民税課

令和7年4月（第1.0版）

＜お問い合わせ先＞

福井市財政部税務事務所市民税課
軽自動車税係

電話：0776-20-5306

目次

- 1 原付バイク等オンライン申請（販売業者専用）利用
までの流れ 1 ページ
- 2 【手順①】 利用登録 2 ページ
- 3 【手順②】 新規登録 7 ページ
- 4 【手順②】 名義変更 15 ページ
- 5 【手順②】 廃車申告 23 ページ
- 6 【参考】 ログイン用アカウントの作成 31 ページ

1 原付バイク等オンライン申請（販売業者専用）利用までの流れ

【手順①】利用登録

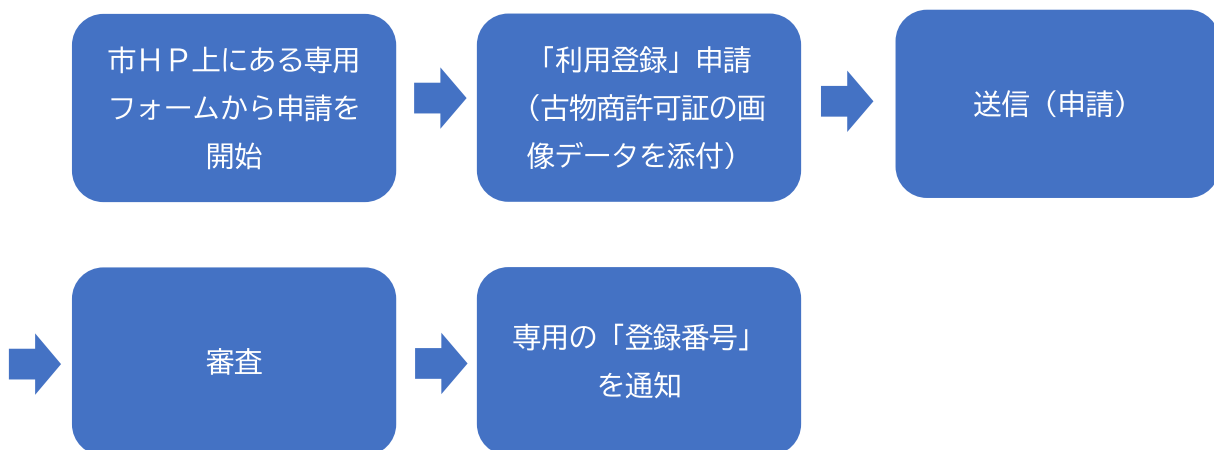
販売業者専用の原付バイク等オンライン申請（新規登録・名義変更・廃車申告）（以下、「専用フォーム」）を利用する場合は、事前に販売業者としての「利用登録」が必要です。

※初回のみ必要な手続きです。

※オンラインのみの受付となります。

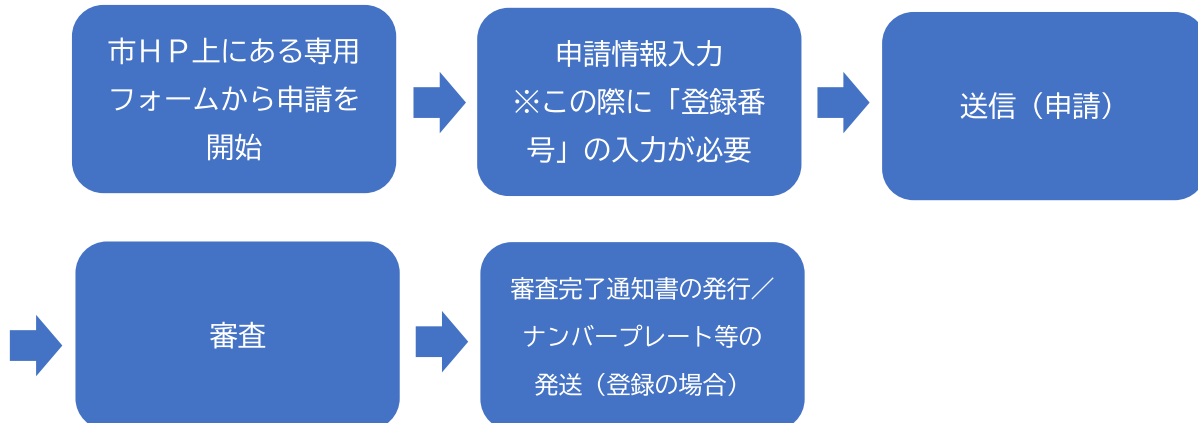
※福井県電子申請サービスの「利用者登録」とは別の手続きです。

※事前に利用登録を行うことで、オンライン申請時に、所有者の本人確認書類の添付が原則不要となります。



【手順②】オンライン申請

専用フォームで申請する際に、手順①で通知した「登録番号」を入力し申請を行ってください。



2 【手順①】 利用登録

専用フォームを利用する場合は、事前に「利用登録」が必要です。(オンラインのみの受付となります。)

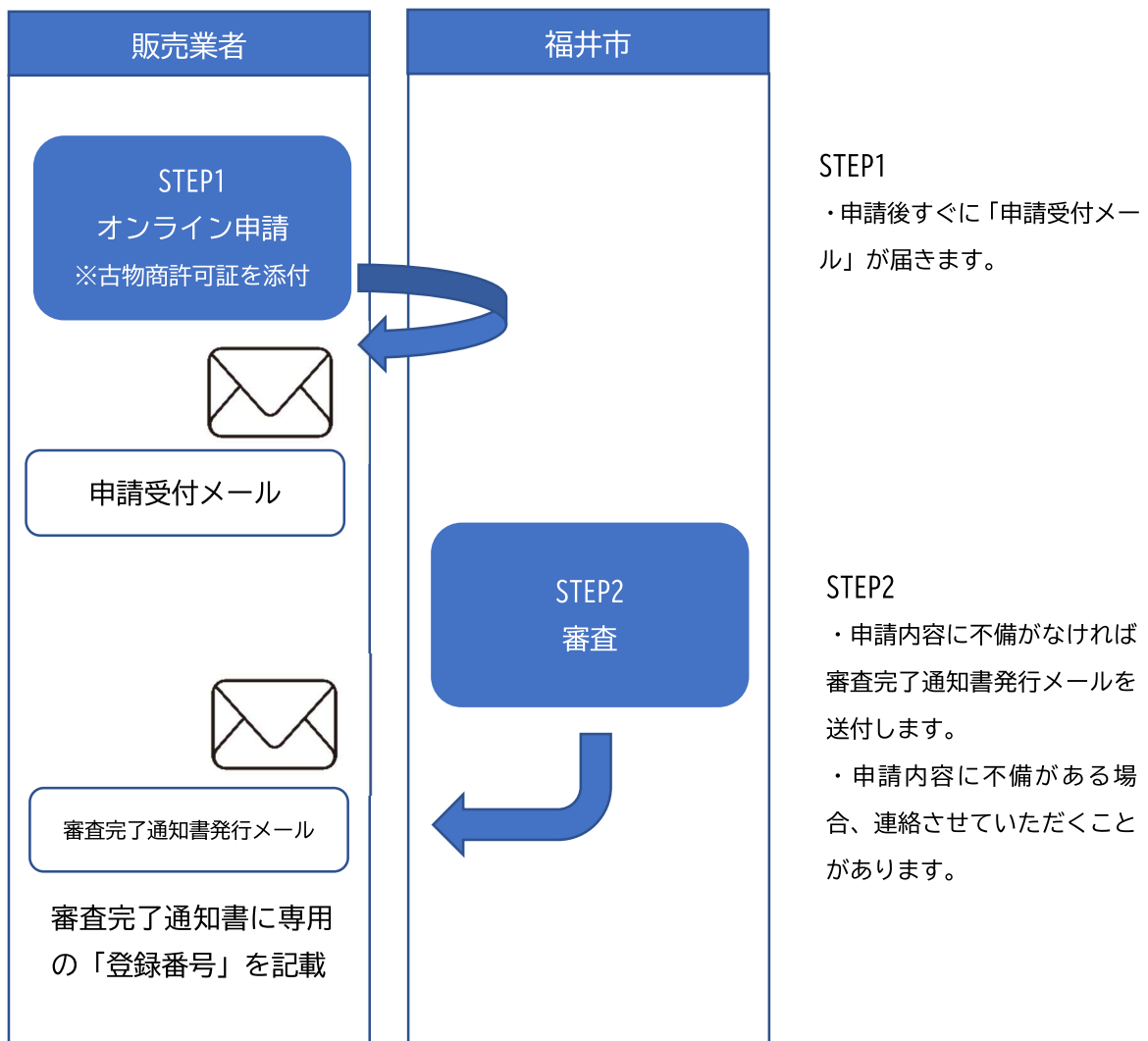
利用登録後、専用の「登録番号」を記載した審査完了通知書をメールで送付します。

※内容に不備がある場合には、再申請していただく場合があります。

(1) 申請に必要なもの

- ・利用登録する申請者名義(法人の場合は法人名義)の「古物商許可証」

(2) 利用登録の流れ



2 【手順①】 利用登録

(3) 申請入力手順 (利用登録)

【「利用登録」のオンライン申請はこちらから】

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182010&shinseiFmtNo=005306&shinseiEdaban=06>

右記 QR コードからもアクセスできます。



① 手続案内・電子申請開始

手続案内を確認し、「電子申請をする」のボタンを押してください。

**福井県電子申請サービス**

文字を大きく 文字を標準 文字を小さく

利用者登録はこちら

サービスに関するお問い合わせはこちら

初めてご利用する方

初めて利用する方へ

動作環境

利用上の注意

よくあるご質問

申請先の選択 (トップページ) 手続の選択 手続案内 申請書入力 申請完了

手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	福井市
手続名	原付バイク等オンライン申請利用登録 (販売業者専用)
お問い合わせ先	〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号 市民税課 電話：0776-20-5306 FAX：0776-20-5748 siminzei@city.fukui.lg.jp
概要説明	オンラインで原動機付自転車等の新規登録等（販売業者専用）を行う際、事前に利用登録をするためのフォームです。利用登録を行うことで、オンライン申請時の本人確認書類の添付が原則不要になります。※本登録は1度だけで結構です。
手続方法	電子申請で必要項目を入力し、古物
記載方法等	
公開期間	2024年09月02日～
受付期間	2024年09月02日～
用紙サイズ	A4 縦 1ページ

「電子申請をする」のボタンを押す。

電子申請をする(電子証明書が不要)

2 【手順①】 利用登録

②福井県電子申請サービスにログイン

事前にアカウントを作成している場合は利用者 ID とパスワードを入力してログインしてください。
(アカウントの作成方法は本書 P31 「6 【参考】ログイン用アカウントの作成」を参考にしてください。)

※ログインせずに申請することもできます。

※G ビズ ID をお持ちの方は G ビズ ID でログインすることもできます。



福井県電子申請サービス

[文字を大きく](#) [文字を標準へ](#) [文字を小さく](#)

 **利用者登録は**
こちら

 **サービスに関する**
お問い合わせはこちら

ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者 ID とパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

メールアドレス

メールアドレス

 **ログインしないで申請する**

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID

利用者ID

パスワード

パスワード

 **ログイン**

 **G ビズ ID**

G ビズ ID でログイン

 **利用者登録**

利用者登録を行い、利用者IDを発行します

ログインできないとき

利用者IDの通知もしくは仮パスワードを再発行します

2 【手順①】 利用登録

③申請者の情報

利用登録者名、所在地、電話番号等を入力してください。

※古物商許可証に記載の氏名・所在地を入力してください。

申請者の情報	
【1】申請者の種別 必須	☐ 個人 ☒ 法人
【2】利用登録者名 必須	古物商許可証に記載の法人名または氏名を入力してください。 (30文字まで)
【4】利用登録者名(カナ) 必須	(全角カナ30文字まで)
【5】利用登録者の所在地 必須	古物商許可証に記載の所在地を入力してください。 (50文字まで)
【7】電話番号 必須	日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。 (ハイフン区切り) 入力例:012-345-6789

④古物商許可証の添付

古物商許可証を添付してください。終わったら「次へ」を押してください。

申請書入力				添付資料選択	送信内容確認	送信完了
添付資料選択						
- 申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。 - 必要な書類の詳細について不明な場合は、「よくあるご質問」の「Q. 申請書に入力する内容や必要な書類がわかりません。」をご確認ください。 【申請時添付】の場合、【ファイルを選択】をクリックして対象ファイルを選択してください。 - すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。 - 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。						
申請先	福井市					
手続名	原付バイク等オンライン申請利用者登録（販売業者専用）					
添付資料						
文書名	必須／任意	提出方法	ファイル選択			
古物商許可証	必須	☐ 申請時添付	ファイルの選択 ファイルが選択されていません			
次へ						

2 【手順①】 利用登録

⑤送信内容確認・送信

送信内容を確認して、問題なければ送信ボタンを押してください。申請後に申請受付メールが届きます。

送信内容確認

- 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
- 申請書を送信します。
- 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	福井市
手続き名	原付バイク等オンライン申請利用者登録（販売業者専用）

申請書表示

送信内容

添付資料	古物商許可証：古物商許可証.pdf	表示
------	-------------------	----

送信

市で送信内容を確認し、審査が完了したら、審査完了通知書発行メールを送付します。審査完了通知書に専用フォームで申請する際に必要な「登録番号」が記載されています。

※申請内容に不備等がある場合は、担当課からご連絡します。

【審査完了通知書の例】

審査完了通知書（オンライン申請の利用登録）

令和7年3月27日

南部 滋様

福井市役所市民税課

先日オンラインで申請された利用登録（販売業者専用）について、審査が完了しましたので通知します。

次回以降、原付バイク等の各種手続きフォーム（販売業者専用）にて、下記の登録番号を入力して申請いただくことで、本人確認書類の添付が不要となります。※本登録は1度だけで結構です。

記

申請日	令和07年03月27日
登録番号	115741
利用登録者名	■■■■■
利用登録者所在地	■■■■■

「登録番号」はこちらに記載しています。

※登録番号は電子申請サービスのログインIDとは異なるものですのでご注意ください。

3 【手順②】新規登録

（１）申請に必要なもの

・販売証明書、譲渡証明書、廃車証明書のいずれか

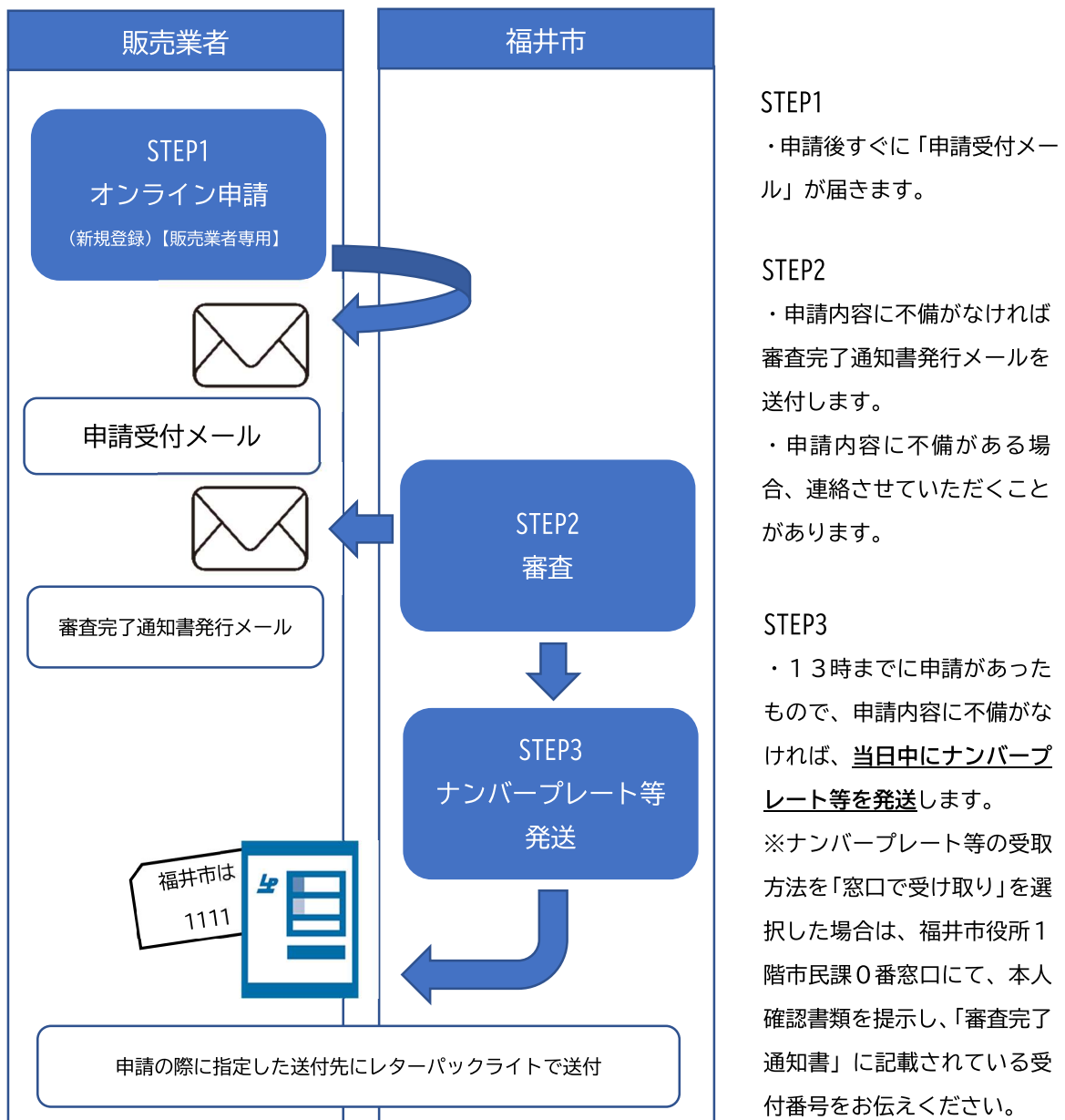
※【手順①】利用登録が完了していないと申請できません。

※その他、別途添付書類が必要な場合があります。（詳細は市ホームページをご確認ください。）

（２）オンライン申請の流れ

・13時までに申請があったものは、当日中に発送できるように審査します。

・ナンバープレート等は、申請時に指定した送付先にレターパックライトで送付します。市役所の窓口で受け取りを指定することも可能です。



3 【手順②】新規登録

(3) 申請入力手順（新規登録）

【「新規登録」のオンライン申請はこちらから】

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182010&shinseiFmtNo=005306&shinseiEdaban=07>

右記 QR コードからもアクセスできます。



① 手続案内・電子申請開始

手続案内を確認し、「電子申請をする」のボタンを押してください。

※販売証明や譲渡証明用の申告書の様式もこのページからダウンロードできます。

**福井県電子申請サービス**

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

利用者登録はこちら

サービスに関するお問い合わせはこちら

初めてご利用の方

[初めて利用する方へ](#)

[動作環境](#)

[利用上の注意](#)

[よくあるご質問](#)

申請先の選択 (トップページ) 手続の選択 手続案内 申請書入力 申請完了

手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	福井市
手続名	原付バイク等の新規登録オンライン申請（販売業者専用）
お問い合わせ先	〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号 市民税課 電話：0776-20-5306 FAX：0776-20-5748 siminzei@city.fukui.lg.jp
概要説明	原動機付自転車125cc以下（ミニカー含む）又は小型特殊自動車を新規登録（ナンバープレートを取得）する手続きです。（販売業者専用）
手続方法	電子申請で必要項目を入力し、販売証明書等の画像データを添付して申請してください。※事前に利用登録（販売業者専用）が必要です。
記載方法等	
公開期間	2024年09月02日～
受付期間	2024年09月02日～
用紙サイズ	A4 縦 1ページ

「電子申請をする」のボタンを押す。

申告書様式をダウンロードする

電子申請をする(電子証明書が不要)

従来の申告書(販売証明・譲渡証明用)の様式はこちらからダウンロードできます。

3 【手順②】新規登録

②福井県電子申請サービスにログイン

事前にアカウントを作成している場合は利用者 ID とパスワードを入力してログインしてください。
(アカウントの作成方法は本書 P31 「6 【参考】ログイン用アカウントの作成」を参考にしてください。)

※ログインせずに申請することもできます。

※G ビズ ID をお持ちの方は G ビズ ID でログインすることもできます。



福井県電子申請サービス

[文字を大きく](#) [文字を標準へ](#) [文字を小さく](#)

[利用者登録はこちら](#) [サービスに関するお問い合わせはこちら](#)

ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者 ID とパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

メールアドレス

メールアドレス

 ログインしないで申請する

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID

利用者ID

パスワード

パスワード

 ログイン

 G ビズ ID でログイン

 **利用者登録**

利用者登録を行い、利用者IDを発行します

ログインできないとき

利用者IDの通知もしくは仮パスワードを再発行します

3 【手順②】新規登録

③前提についての質問

登録番号※、その他登録する車両についての回答を入力してください。

※【手順①】利用登録後に通知した番号

前提についての質問	
【1】登録番号 必須	利用登録（販売業者専用）の際に通知した登録番号を入力してください。利用登録がまだの場合はこのフォームでは受付できません。※登録番号は電子申請サービスのログインIDとは異なるものですのでご注意ください。 (10文字まで)
【2】登録する車両についての質問 必須	登録する車両は、原動機付自転車125cc以下（ミニカー含む）又は小型特殊自動車でしょうか。※それ以外の車両はオンライン申請できません。 ☐ はい ☐ いいえ
【3】登録する車両のナンバープレートについての質問 必須	登録する車両に、現在ナンバープレートは付いていますか。※ナンバープレートが付いている車両（廃車が終わっていない車両）は、オンライン申請では手続きできません。 ☐ はい ☐ いいえ

④申請者の情報

申請者の氏名(名称)等を入力してください。

※【手順①】利用登録の際に登録した、氏名(名称)等を入力してください。

申請者の情報	
【4】申請者の種別 必須	☐ 個人 ☒ 法人
【6】法人名 必須	(全角30文字まで)
【7】申請者住所 必須	(50文字まで)

3 【手順②】新規登録

⑤納税義務者情報

所有者・使用者の氏名や住所等を入力してください。

納税義務者情報	
【8】所有者氏名（名称） 必須	所有者の氏名（名称）を入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ その他
【10】所有者住所 必須	所有者の住所を入力してください。※個人の場合、住民登録されている住所で入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ その他
【12】所有者電話番号 必須	所有者の電話番号を入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ その他
【14】使用者氏名（名称） 必須	使用者の氏名（名称）を入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ 所有者と同じ ☐ その他

⑥申告理由

「購入」、「譲受け」、「転入」、「その他」から選択してください。

申告理由	
【18】申告理由 必須	「転入」の場合、転入前市町村で廃車登録されていないものは受付できません。

⑦所有形態・定置場

所有形態と定置場（車両を普段駐車している場所）について選択してください。

所有形態・定置場	
【20】所有形態 必須	「所有権留保」とはローンを組んで原付等を購入した場合、原付等の所有者が信販会社等になっているものです。その場合、「使用者」が納税義務者となります。それ以外は「所有者」が納税義務者となります。
【21】主たる定置場 必須	主たる定置場は、車両を普段駐車する場所です。所有者（または使用者）の住所と異なる場合は、定置場の住所を入力してください。 ☐ 所有者の住所と同じ ☐ 使用者の住所と同じ ☐ 所有者（または使用者）の住所と異なる

3 【手順②】新規登録

⑧車両情報

車両の種別、排気量、車台番号等を入力してください。

車両情報	
【23】種別 必須	「原動機付自転車第一種特定原付」とは一定の要件を満たす電動キックボード等のことです。「原動機付自転車ミニカー」とは三輪以上で、車空を備えるもの又は輪距が50cmを超えるものです。
【24】排気量または定格出力 必須	車両の排気量を入力してください。電動の場合は定格出力を入力してください。不明の場合は、「不明」と入力してください。 例：49cc (10文字まで)
【30】車名 必須	一覧にない場合は、「その他」を選択し、車名を入力してください。
【32】車台番号 必須	車台番号を入力してください。車台番号とは車両を特定するために車両1台ずつに刻印された個別の識別番号のことです。同一の車台番号は存在しません。(ハイフン「-」がある場合は、ハイフンも入力してください。) 例：FK-1234567 (30文字まで)

⑨ナンバープレート等の受取方法

ナンバープレート等の受取方法、標識交付証明書の発行枚数を入力してください。

※ナンバープレート等について、市役所の窓口で受け取りを選択することも可能です。

ナンバープレート等の受取方法	
【33】ナンバープレート等の受取方法 必須	郵送の場合は、レターパックライトで送付します。窓口で受取りの場合は、申請後に審査完了の通知がメールで来たことを確認して、福井市役所1階市民課0番窓口にて本人確認書類を提示し、受付番号をお伝えください。 ☐ 申請者（届出者）住所に郵送 ☐ 所有者住所に郵送 ☐ 使用者住所に郵送 ☐ 窓口で受け取り（福井市役所1階市民課）
【34】標識交付証明書の発行枚数 必須	標識交付証明書【※】をナンバープレートと合わせて送付しますので、発行枚数を選択してください。発行手数料は無料です。【※】標識番号や車台番号、所有者氏名等が記載された証明書です。 ☐ 1枚 ☐ 2枚 ☐ 3枚以上（下記入力欄に枚数を入力してください。）

3 【手順②】新規登録

⑩申告についての確認事項

申告についての注意事項を確認してください。最後に「次へ」のボタンを押してください。

申告についての確認事項	
【36】確認1 必須	申告に関し、虚偽その他不正の行為による申告があった場合には、地方税法第449条2項の規定（虚偽の申告）により、罰則を適用されても異存ありません。
【37】確認2 必須	申告内容の修正等が必要な場合は、担当課よりご連絡します。連絡がとれなかった場合や申請から10日以内に修正等がなされなかった場合は、不受理となりますのでご注意ください。

次へ

⑪必要書類の添付

販売証明書等を添付してください。最後に「次へ」のボタンを押してください。

※その他、別途添付書類が必要な場合があります。（詳細は市ホームページをご確認ください。）

※任意の書類で提出しない場合は、「提出しない」にチェックを入れてください。

添付資料選択					
- 申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。 - 必要な書類の詳細について不明な場合は、「よくあるご質問」の「Q.申請書に入力する内容や必要な書類がわかりません。」をご確認ください。 【申請時添付】の場合、【ファイルを選択】をクリックして対象ファイルを選択してください。 - すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。 - 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。					
申請先	福井市				
手続名	原付バイク等の新規登録オンライン申請（販売業者専用）				
手続案内					
添付資料					
文書名	備考	必須／任意	提出方法	ファイル選択	
販売証明書、譲渡証明書、廃車証明書のいずれか		必須	○申請時添付	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
その他添付書類（1枚目）	その他添付書類がある場合	任意	○申請時添付 ○提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
その他添付書類（2枚目）		任意	○申請時添付 ○提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません

次へ

3 【手順②】新規登録

⑫送信内容確認・送信

送信内容を確認して、問題なければ送信ボタンを押してください。申請後に申請受付メールが届きます。

送信内容確認		
【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。 - 申請書を送信します。 - 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。		
申請先	福井市	
手続名	原付バイク等の新規登録オンライン申請（販売業者専用）	手続案内
申請書表示		
送信内容		
添付資料	☐ 販売証明書、譲渡証明書、廃車証明書のいずれか：2_譲渡証明書（テスト用）.pdf	表示
	☐ その他添付書類（1 枚目）	提出しない
	☐ その他添付書類（2 枚目）	提出しない
送信		

市で送信内容を確認し、審査が完了したら、審査完了通知書発行メールを送付します。

※申請内容に不備等がある場合は、担当課からご連絡します。

※ナンバープレート等については、レターパックにて送付させていただきます。

※ナンバープレート等の受取方法を「窓口で受け取り」を選択した場合は、福井市役所1階市民課0番窓口にて本人確認書類を提示し、審査完了通知書に記載の「受付番号」をお伝えください。

4 【手順②】 名義変更

(1) 申請に必要なもの

・販売証明書、譲渡証明書のいずれか

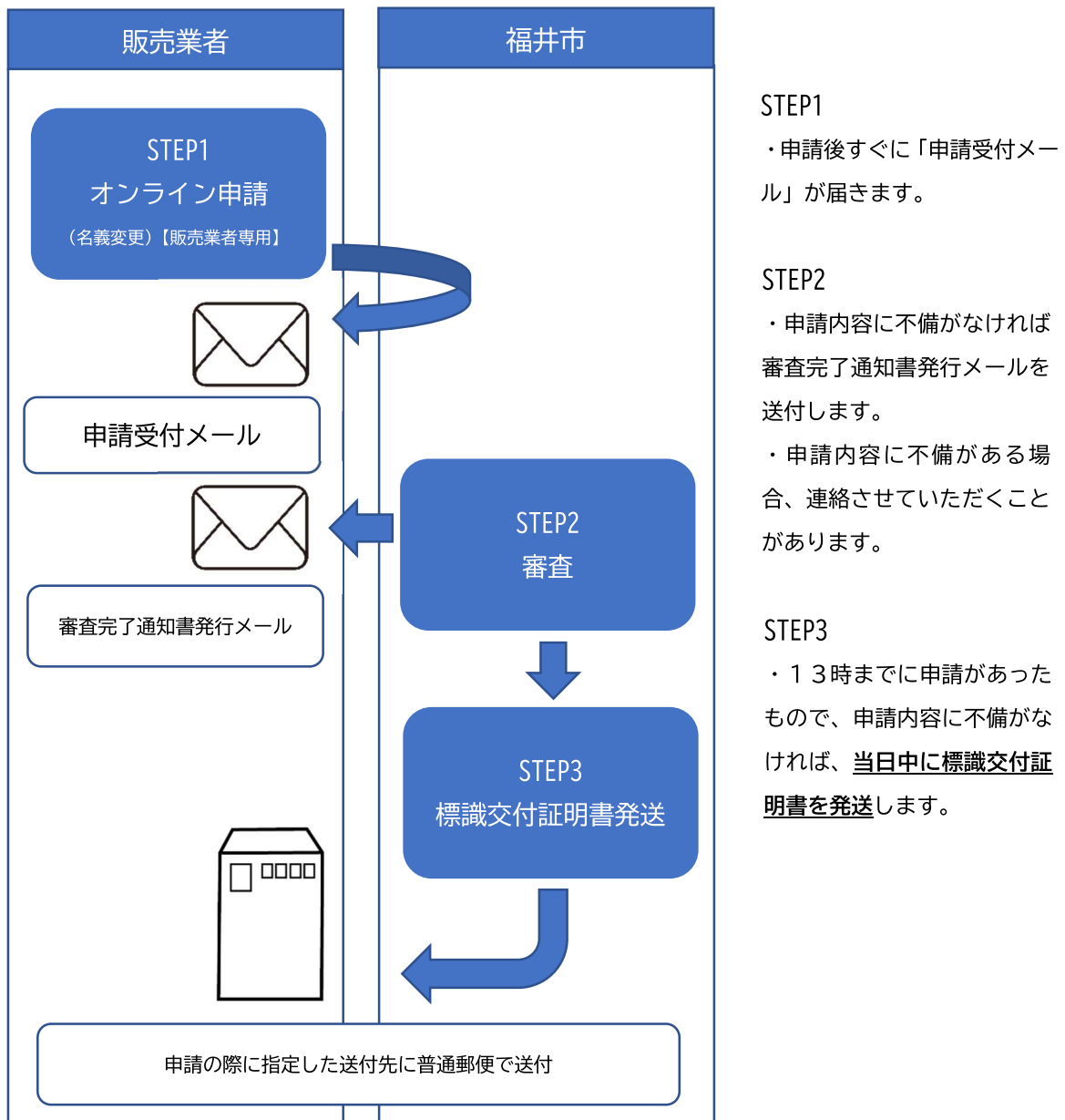
※【手順①】利用登録が完了していないと申請できません。

※その他、別途添付書類が必要な場合があります。(詳細は市ホームページをご確認ください。)

(2) オンライン申請の流れ

・13時までに申請があったものは、当日中に発送できるように審査します。

・標識交付証明書は、申請時に指定した送付先に普通郵便で送付します。



4 【手順②】 名義変更

(3) 申請入力手順 (名義変更)

【「名義変更」のオンライン申請はこちらから】

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182010&shinseiFmtNo=005306&shinseiEdaban=08>

右記 QR コードからもアクセスできます。



① 手続案内・電子申請開始

手続案内を確認し、「電子申請をする」のボタンを押してください。

※販売証明や譲渡証明用の申告書の様式もこのページからダウンロードできます。

福井県電子申請サービス

初めにご利用の方
初めて利用する方へ
動作環境
利用上の注意
よくあるご質問

申請先の選択 (トップページ) | 手続の選択 | **手続案内** | 申請書入力 | 申請完了

手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	福井市
手続名	原付バイク等の名義変更オンライン申請 (販売業者専用)
お問い合わせ先	〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号 市民税課 電話：0776-20-5306 FAX：0776-20-5748 siminzei@city.fukui.lg.jp
概要説明	原動機付自転車125cc以下（ミニカー含む）又は小型特殊自動車を名義変更する手続きです。（販売業者専用）
手続方法	電子申請で必要項目を入力し、販売証明書等の画像データを添付して申請してください。※事前に利用登録（販売業者専用）が必要です。
記載方法等	
公開期間	2024年09月02日～
受付期間	2024年09月02日～
用紙サイズ	A4 縦 1ページ

「電子申請をする」のボタンを押す。

↓ 申告書様式をダウンロードする

電子申請をする (電子証明書が不要)

従来の申告書 (販売証明・譲渡証明用) の様式はこちらからダウンロードできます。

4 【手順②】 名義変更

②福井県電子申請サービスにログイン

事前にアカウントを作成している場合は利用者 ID とパスワードを入力してログインしてください。
(アカウントの作成方法は本書 P31 「6 【参考】ログイン用アカウントの作成」を参考にしてください。)

※ログインせずに申請することもできます。

※G ビズ ID をお持ちの方は G ビズ ID でログインすることもできます。

**福井県電子申請サービス**

[文字を大きく](#) [文字を標準へ](#) [文字を小さく](#)

 **利用者登録は
こちら**

 **サービスに関する
お問い合わせはこちら**

ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者 ID とパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

メールアドレス

メールアドレス

 **ログインしないで申請する**

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID

利用者ID

パスワード

パスワード

 **ログイン**

 **G ビズ ID でログイン**

 **利用者登録**

利用者登録を行い、利用者IDを発行します

ログインできないとき

利用者IDの通知もしくは仮パスワードを再発行します

4 【手順②】 名義変更

③前提についての質問

登録番号※、その他名義変更する車両についての回答を入力してください。

※【手順①】利用登録後に通知した番号

前提についての質問	
【1】 登録番号 必須	利用登録（販売業者専用）の際に通知した登録番号を入力してください。利用登録がまだの場合はこのフォームでは受付できません。※登録番号は電子申請サービスのログインIDとは異なるものですのでご注意ください。 (10文字まで)
【2】 名義変更する車両についての質問 必須	名義変更する車両は、原動機付自転車125cc以下（ミニカー含む）又は小型特殊自動車でしょうか。 ※それ以外の車両はオンライン申請できません。 ☐ はい ☐ いいえ
【3】 名義変更する車両のナンバープレートについての質問 必須	名義変更する車両に付いているナンバープレートは福井市（もしくは旧美山町、清水町、越廼村）のナンバープレートですか。他市のナンバープレートの場合は、オンライン申請では手続きできません。 ☐ はい ☐ いいえ

④申請者の情報

申請者の氏名(名称)等を入力してください。

※【手順①】利用登録の際に登録した、氏名(名称)等を入力してください。

申請者の情報	
【4】 申請者の種別 必須	☐ 個人 ☒ 法人
【6】 法人名 必須	(全角30文字まで)
【7】 申請者住所 必須	(50文字まで) 福井市大手3丁目10番1号

4 【手順②】 名義変更

⑤納税義務者情報

新所有者・新使用者の氏名や住所等を入力してください。

納税義務者情報	
【8】 新所有者氏名（名称） 必須	新所有者の氏名（名称）を入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ その他
【10】 新所有者住所 必須	新所有者の住所を入力してください。※個人の場合、住民登録されている住所で入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ その他
【12】 新所有者電話番号 必須	新所有者の電話番号を入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ その他
【14】 新使用者氏名（名称） 必須	新使用者の氏名（名称）を入力してください。 ☐ 申請者と同じ ☐ 所有者と同じ ☐ その他

⑥所有形態・定置場

所有形態と定置場（車両を普段駐車している場所）について選択してください。

所有形態・定置場	
【18】 所有形態 必須	「所有権留保」とはローンを組んで原付等を購入した場合、原付等の所有者が信販会社等になっているものです。その場合、「使用者」が納税義務者となります。それ以外は「所有者」が納税義務者となります。
【19】 主たる定置場 必須	主たる定置場は、車両を普段駐車する場所です。所有者（または使用者）の住所と異なる場合は、定置場の住所を入力してください。 ☐ 所有者の住所と同じ ☐ 使用者の住所と同じ ☐ その他

4 【手順②】 名義変更

⑦車両情報

標識番号(ナンバープレートの番号)、種別、排気量等を入力してください。

車両情報	
【21】 標識番号 (ナンバープレートの番号) 必須	標識の番号を入力してください。(例: 福井市は1234) (10文字まで)
【22】 種別 必須	「原動機付自転車第一種特定原付」とは一定の要件を満たす電動キックボード等のことです。「原動機付自転車ミニカー」とは三輪以上で、車室を備えるもの又は輪距が50cmを超えるものです。
【23】 排気量または定格出力 必須	車両の排気量を入力してください。電動の場合は定格出力を入力してください。不明の場合は「不明」と入力してください。 例: 49cc (10文字まで)

⑧標識交付証明書の受け取り方法

標識交付証明書の受取方法、発行枚数を入力してください。

標識交付証明書の受け取り方法	
【27】 標識交付証明書の受取方法 必須	標識交付証明書【※】を普通郵便で送付します。【※】標識番号や車台番号、所有者氏名等が記載された証明書です。発行手数料は無料です。 ☐ 申請者（届出者）住所に郵送 ☐ 所有者住所に郵送 ☐ 使用者住所に郵送
【28】 標識交付証明書の発行枚数 必須	☐ 1枚 ☐ 2枚 ☐ 3枚以上（下記入力欄に枚数を入力してください。）

4 【手順②】名義変更

⑨申告についての確認事項

申告についての注意事項を確認してください。最後に「次へ」のボタンを押してください。

申告についての確認事項

【30】確認1 必須

【31】確認2 必須

申告に関し、虚偽その他不正の行為による申告があった場合には、地方税法第449条2項の規定（虚偽の申告）により、罰則を適用されても異存ありません。

申告内容の修正等が必要な場合は、担当課よりご連絡します。連絡がとれなかった場合や申請から10日以内に修正等がなされなかった場合は、不受理となりますのでご注意ください。

次へ

⑩必要書類の添付

販売証明書等を添付してください。最後に「次へ」のボタンを押してください。

※その他、別途添付書類が必要な場合があります。（詳細は市ホームページをご確認ください。）

※任意の書類で提出しない場合は、「提出しない」にチェックを入れてください。

添付資料選択

- 申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。
- 必要な書類の詳細について不明な場合は、「よくあるご質問」の「[Q. 申請書に入力する内容や必要な書類がわかりません。](#)」をご確認ください。
- 【申請時添付】の場合、【ファイルを選択】をクリックして対象ファイルを選択してください。
- すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	福井市			
手続名	原付バイク等の名義変更オンライン申請（販売業者専用）			

[手続案内](#)

文書名	備考	必須／任意	提出方法	ファイル選択
販売証明書、譲渡証明書のいずれか		必須	○ 申請時添付	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
その他添付書類（1枚目）	その他添付書類がある場合	任意	○ 申請時添付 ○ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません
その他添付書類（2枚目）		任意	○ 申請時添付 ○ 提出しない	ファイルの選択 ファイルが選択されていません

次へ

4 【手順②】 名義変更

①送信内容確認・送信

送信内容を確認して、問題なければ送信ボタンを押してください。申請後に申請受付メールが届きます。

送信内容確認	
【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。 - 申請書を送信します。 - 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。	
申請先	福井市
手続き名	原付バイク等の名義変更オンライン申請（販売業者専用） 手続き内容
申請書表示	
送信内容	
添付資料	☐ 販売証明書、譲渡証明書のいずれか：2_譲渡証明書（テスト用）.pdf 表示
	☐ その他添付書類（1枚目） 提出しない
	☐ その他添付書類（2枚目） 提出しない
送信	

市で送信内容を確認し、審査が完了したら、審査完了通知書発行メールを送付します。

※申請内容に不備等がある場合は、担当課からご連絡します。

※標識交付証明書については、普通郵便にて送付させていただきます。

5 【手順②】 廃車申告

(1) 申請に必要なもの

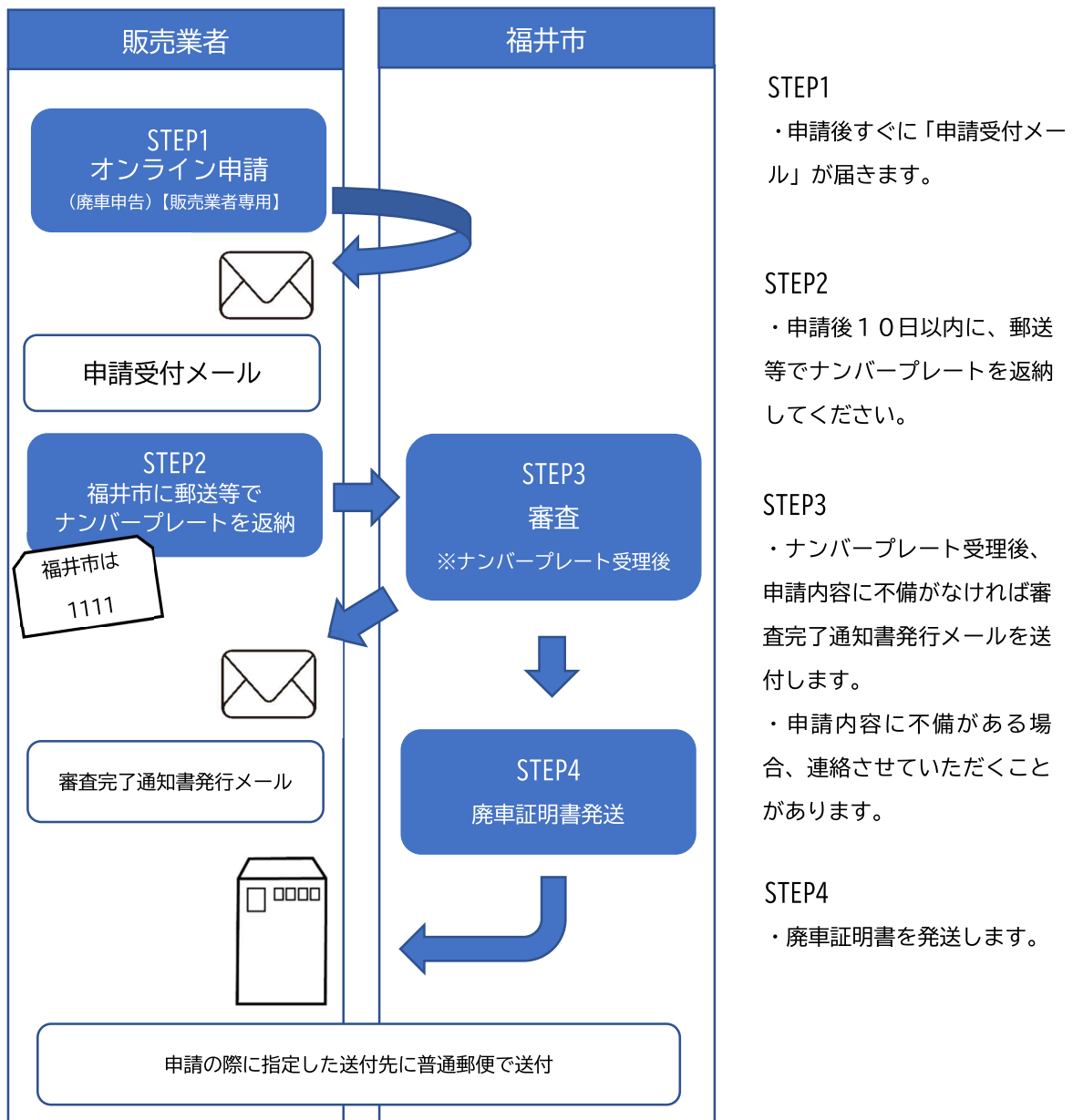
・なし

※【手順①】利用登録が完了していないと申請できません。

※申請から10日以内にナンバープレートの返納が必要です。申請から10日以内にナンバープレートが担当課(市民税課)へ届かない場合は、申請が不受理となりますのでご注意ください。

(2) オンライン申請の流れ

・廃車証明書は、申請時に指定した送付先に普通郵便で送付します。



5 【手順②】 廃車申告

(3) 申請入力手順 (廃車申告)

【「廃車申告」のオンライン申請はこちらから】

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=182010&shinseiFmtNo=005306&shinseiEdaban=09>

右記 QR コードからもアクセスできます。



① 手続案内・電子申請開始

手続案内を確認し、「電子申請をする」のボタンを押してください。

福井県 電子申請サービス

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

利用者登録はこちら サービスに関するお問い合わせはこちら

初めてご利用の方

- 初めて利用する方へ
- 動作環境
- 利用上の注意
- よくあるご質問

申請先の選択 (トップページ) 手続の選択 手続案内 申請書入力 申請完了

手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	福井市
手続名	原付バイク等の廃車申告オンライン申請 (販売業者専用)
お問い合わせ先	〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号 市民税課 電話：0776-20-5306 FAX：0776-20-5748 siminzei@city.fukui.lg.jp
概要説明	原動機付自転車125cc以下（ミニカー含む）又は小型特殊自動車を廃車申告する手続きです。（販売業者専用）
手続方法	電子申請で必要項目を入力し、申請してください。
記載方法等	
公開期間	2024年09月02日～
受付期間	2024年09月02日～
用紙サイズ	A4 縦 1ページ

「電子申請をする」のボタンを押す。

電子申請をする(電子証明書が不要)

5 【手順②】 廃車申告

②福井県電子申請サービスにログイン

事前にアカウントを作成している場合は利用者 ID とパスワードを入力してログインしてください。
(アカウントの作成方法は本書 P31 「6 【参考】ログイン用アカウントの作成」を参考にしてください。)

※ログインせずに申請することもできます。

※G ビズ ID をお持ちの方は G ビズ ID でログインすることもできます。

**福井県電子申請サービス**

[文字を大きく](#) [文字を標準へ](#) [文字を小さく](#)

[利用者登録はこちら](#) [サービスに関するお問い合わせはこちら](#)

ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者 ID とパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

メールアドレス

メールアドレス

 **ログインしないで申請する**

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID

利用者ID

パスワード

パスワード

 **ログイン**

 **G ビズ ID でログイン**

 **利用者登録**

利用者登録を行い、利用者IDを発行します

ログインできないとき

利用者IDの通知もしくは仮パスワードを再発行します

5 【手順②】廃車申告

③前提についての質問

登録番号※、その他廃車申告する車両についての回答を入力してください。

※【手順①】利用登録後に通知した番号

前提についての質問	
【1】登録番号 必須	利用登録（販売業者専用）の際に通知した登録番号を入力してください。利用登録がまだの場合はこのフォームでは受付できません。※登録番号は電子申請サービスのログインIDとは異なるものですのでご注意ください。 (10文字まで)
【2】廃車申告する車両についての質問 必須	手続きしようとしている車両は、原動機付自転車125cc以下（ミニカー含む）又は小型特殊自動車でしょうか。※それ以外の車両はオンライン申請できません。 ☐ はい ☐ いいえ
【3】廃車する車両のナンバープレートについての質問1 必須	ナンバープレートは市役所に返納できますか。申請から10日以内に返納できない場合、申請が不受理となります。 ※ナンバープレートが返納できない車両を廃車する場合は、郵送か窓口にてお手続きください。 ☐ はい ☐ いいえ

④申請者の情報

申請者の氏名(名称)等を入力してください。

※【手順①】利用登録の際に登録した、氏名(名称)等を入力してください。

申請者の情報	
【5】申請者の種別 必須	☐ 個人 ☒ 法人
【7】法人名 必須	(全角30文字まで)
【8】申請者住所 必須	(50文字まで) 福井市大手3丁目10番1号

5 【手順②】 廃車申告

⑤納税義務者情報

所有者・使用者の氏名や住所等を入力してください。

納税義務者情報

【9】所有者氏名（名称） **必須**

所有者の氏名（名称）を入力してください。

- ☐ 申請者と同じ
- ☐ その他

【11】所有者住所 **必須**

所有者の住所を入力してください。※個人の場合、住民登録されている住所で入力してください。

- ☐ 申請者と同じ
- ☐ その他

【13】所有者電話番号 **必須**

所有者の電話番号を入力してください。

- ☐ 申請者と同じ
- ☐ その他

【15】使用者氏名（名称） **必須**

使用者の氏名（名称）を入力してください。

- ☐ 申請者と同じ
- ☐ 所有者と同じ
- ☐ その他

⑥申告理由

「廃棄」、「譲渡」、「転出」、「その他」から選択してください。

申告理由

【19】申告理由 **必須**

廃車の理由を入力してください。原動機付自転車等は使用しない、公道を運転しないという理由のみでは廃車できません。所有している場合は課税の対象となります。※商品車の場合を除く

5 【手順②】 廃車申告

⑦車両情報

標識番号(ナンバープレートの番号)、種別、車名等を入力してください。

車両情報	
【21】 標識番号 (ナンバープレートの番号) 必須	標識の番号を入力してください。(例: 福井市は1234) (10文字まで)
【22】 種別 必須	「原動機付自転車第一種特定原付」とは一定の要件を満たす電動キックボード等のことです。「原動機付自転車ミニカー」とは三輪以上で、車室を備えるもの又は輪距が50cmを超えるものです。
【23】 車名	一覧にない場合は、「その他」を選択し、車名を入力してください。
【25】 車台番号	車台番号を入力してください。車台番号とは車両を特定するために車両1台ずつに刻印された個別の識別番号のことです。同一の車台番号は存在しません。(ハイフン「-」がある場合は、ハイフンも入力してください。) 例: FK-1234567 (30文字まで)

⑧ナンバープレートの返納方法

ナンバープレートの返納方法(市役所に郵送か持参)と、注意事項の確認をしてください。

ナンバープレートの返納方法	
【26】 ナンバープレートの返納方法 必須	ナンバープレートの返納方法を入力してください。
【27】 ナンバープレートの返納についての確認事項 必須	申請から10日以内にナンバープレートが受付担当課へ届かない場合は、不受理となりますのでご注意ください。

5 【手順②】 廃車申告

⑨廃車証明書の受取方法

廃車証明書の受取方法、発行枚数を入力してください。

廃車証明書の受取方法	
【28】 廃車証明書の受取方法 必須	廃車証明書を普通郵便で送付します。発行手数料は無料です。 ☐ 申請者（届出者）住所に郵送 ☐ 所有者住所に郵送 ☐ 使用者住所に郵送
【29】 廃車証明書の発行枚数 必須	☐ 1枚 ☐ 2枚 ☐ 3枚以上（下記入力欄に枚数を入力してください。）

⑩申告についての確認事項

申告についての注意事項を確認してください。最後に「次へ」のボタンを押してください。

申告についての確認事項	
【31】 確認1 必須	申告に関し、虚偽その他不正の行為による申告があった場合には、地方税法第449条2項の規定（虚偽の申告）により、罰則を適用されても異存ありません。
【32】 確認2 必須	申告内容の修正等が必要な場合は、担当課よりご連絡します。連絡がとれなかった場合や申請から10日以内に修正等がなされなかった場合は、不受理となりますのでご注意ください。

次へ

5 【手順②】 廃車申告

①送信内容確認・送信

送信内容を確認して、問題なければ送信ボタンを押してください。申請後に申請受付メールが届きます。

※申請後10日以内に、郵送等でナンバープレートを返納してください。

送信内容確認	
【送信】 ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。 - 申請書を送信します。 - 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。	
申請先	福井市
手続名	原付バイク等の廃車申告オンライン申請（販売業者専用） 手続案内
送信 申請書表示	

ナンバープレート受理後、市で送信内容を確認し、審査が完了したら、審査完了通知書発行メールを送付します。

※申請内容に不備等がある場合は、担当課からご連絡します。

※廃車証明書については、普通郵便にて送付させていただきます。

6 【参考】ログイン用アカウントの作成

オンライン申請をする際に、福井県電子申請サービスのログイン用アカウントを作成(初回のみ)すると、次回からのオンライン申請がより簡単になります。ここではログイン用アカウントを作成する方法をご案内します。

※本手順書の「1 利用登録」とは異なる手続きです。

※アカウントを作成しなくてもオンライン申請は可能です。

アカウント作成手順

①アカウント作成画面へのアクセス

ログイン画面上部にある「利用者登録はこちら」のボタンか、ログイン画面下部にある「利用者登録」のボタンを押してください。(下記赤枠で囲まれたボタン)

6 【参考】ログイン用アカウントの作成

②基本情報

個人・法人の選択、メールアドレス、パスワード等を入力してください。

（古物商許可証の内容に合わせて個人・法人を選択してください）

利用者登録

- 必ず事前に[利用規約](#)をお読みいただき、同意した上でご利用願います。
- 必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。
- 入力された情報は、福井県電子申請サービスの各種サービスを提供する目的以外には使用いたしません。
- メールの受信制限をされている方は、「info@shinsei-e-fukui.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください（@は半角文字に変換して設定してください）。
- 入力いただいた情報は、電子申請を行う場合の申請書入力画面に自動表示されます。

基本情報	
個人/法人区分	必須 どちらかを必ず選んでください。 個人を選択した場合には「個人の場合の情報」欄が入力可能となり、法人を選択した場合には「法人の場合の情報欄」が入力可能となります。 ☐ 個人 ☐ 法人
お名前 (全角128文字以内)	必須 ログイン後にページに表示される名前（ニックネーム）です
メールアドレス (半角256文字以内)	必須 例) abcdef@ddd.or.jp
メールアドレス再入力 (半角256文字以内)	必須 例) abcdef@ddd.or.jp
パスワード (半角英数記号8文字以上127文字以内)	必須 利用開始時にこのパスワードが必要となりますので、控えておいてください。
パスワード再入力 (半角英数記号8文字以上127文字以内)	必須
郵便番号 (半角3桁-半角4桁)	任意 7桁の番号を、半角数字で3桁-4桁に分けて入力してください -
住所 (全角500文字以内)	任意

③個人の場合の情報（※②で個人を選択した場合）

氏名、電話番号等を入力してください。

※入力任意ですが、入力しておくともオンライン申請時に情報が自動的に反映されます。

個人の場合の情報	
氏名（漢字） (全角128文字以内)	任意
氏名（カナ） (全角カナ128文字以内)	任意
電話番号	任意 例) 0000-000-0000
FAX番号	任意 例) 0000-000-0000
生年月日	任意 例) 2012年04月01日 または 2012年4月1日 年 月 日
性別	任意 ☒ 未選択 ☐ 男性 ☐ 女性

6 【参考】ログイン用アカウントの作成

④法人の場合の情報（※②で法人を選択した場合）

法人名、電話番号等を入力してください。

※入力は任意ですが、入力しておくとおオンライン申請時に情報が自動的に反映されます。

法人の場合の情報		
企業や団体の名称（漢字） （全角150文字以内）	任意	
企業名や団体の名称（カナ） （全角カナ40文字以内）	任意	
代表者名（漢字） （全角128文字以内）	任意	
代表者名（カナ） （全角カナ128文字以内）	任意	
代表者の役職名 （全角40文字以内）	任意	
部署名 （全角64文字以内）	任意	
電話番号	任意	例) 0000-000-0000
FAX番号	任意	例) 0000-000-0000
担当署名（漢字） （全角128文字以内）	任意	
担当署名（カナ） （全角カナ128文字以内）	任意	

⑤内容確認・登録

「次へ」を押して、入力内容を確認し、問題なければ「利用規約に同意して登録する」のボタンを押してください。

次の「利用規約に同意して登録する」ボタンを押して利用者登録することにより、
あなたは[利用規約](#)に同意したものとみなされます。
ご登録前には、[利用規約](#)をよくお読みください。

利用規約に同意して登録する

⑥仮登録完了

「仮登録完了(利用者登録)」画面が表示されたら、「閉じる」ボタンを押してください。

仮登録完了（利用者登録）

- 仮登録を受け付けました。
- 利用者IDをメールでお知らせしますので、メールの説明にそって本登録処理を行ってください。
- 本登録処理が行われないと利用者IDが有効になりませんのでご注意ください。
- 通知メールが届かない場合は、「よくあるご質問」の「[Q. 利用者登録をしたのに、通知メールが届きません。](#)」をご確認ください。

[閉じる](#)

6 【参考】ログイン用アカウントの作成

⑦利用者 ID の通知

しばらくすると、電子メールによって利用者 ID が通知されます。

本登録用の URL をクリックしてください。

=====

このたびは福井県電子申請サービスの
利用者の仮登録をしていただきありがとうございます。

■ご利用開始について
次の通り利用者 ID を発行いたしましたのでお知らせします。
このメールがお客様に正しく到達したことを確認するため、次の
ページで期限までに本登録処理を行ってください。
本登録終了後、当システムをご利用いただけます。

【利用者 ID】 XXXXXXXXXX 利用者 ID

【本登録ページ】
<https://hyouka.fukui.e-harp.jp/SpoJuminWeb/CjmUserHonTouroku?actkey=ec32008ea66e59299182cf6efff98b6a147-238-42-350-3>

【本登録期限】 2025年03月17日

本登録用 URL

⑧確認処理（利用者 ID）

⑦で通知された利用者 ID と、②で入力したパスワードを入力してください。その後、「次へ」のボタンを押してください。

確認処理（利用者 ID）	
・ 利用者 ID とパスワードを入力し、【次へ】をクリックしてください。	
利用者 ID (半角英数字8桁)	
パスワード (半角英数字6文字以上127文字以内)	
次 へ	

⑨確認処理（利用者 ID）の実行

正しく入力したのを確認し、「実行」ボタンをクリックしてください。

確認処理の実行（利用者 ID）	
・ 確認処理を行います。【実行】をクリックしてください。	
利用者 ID	XXXXXXXXXX
パスワード	●●●●●●●●●●●●●●●●
実 行	

6 【参考】ログイン用アカウントの作成

⑩登録完了

これで登録完了です。次回から専用フォームでオンライン申請する際に、ログインが可能となります。

確認処理の完了（利用者 I D）

- 確認処理が行われましたので、今後は利用者 I D とパスワードを用いてログイン可能です。
- 【完了】をクリックするとログインが行われます。

完了